

# みずま雪絵の 区議会レポート

No.5



〒125-0063 葛飾区白鳥3-25-7 コーポ坂上302

TEL 03-6662-7623

FAX 03-6662-7617

e-mail info@mizuma-yukie.org

HP http://mizuma-yukie.org

## 戦争のない、安心して暮らせる社会を

2014年12月の衆議院議員選挙では、定数475議席の3分の2を上回り、自民・公明与党が326議席を確保する結果となりました。集团的自衛権、原発再稼働・輸出、武器輸出、法人税減税、消費税増税、社会保障改革・・・等、争点は多くありましたが、投票率は戦後最低の52.66%でした。ですが「国民からの信任を受けた」と安倍首相は憲法改正へと意欲を見せています。集团的自衛権を行使することや、軍拡をしていくことが、「国民の命を守る」「抑止力」になるとは思えません。むしろ、緊張関係を創ってしまっているのではないのでしょうか。不戦・非武装・中立を実践し、憲法9条を掲げ、徹底的に外交で問題を解決する国になることが、一番の抑止力になるのではないのでしょうか。憲法9条の実践こそ必要です。

そして、非正規雇用労働者は2000万人を超え、4割にも達しようとしています。ほとんどの非正規は正規社員に比べ、賃金基準が低く抑えられています。円安と増税で、働く人の実質家計収入は下がり続け、暮らしは厳しくなっています。一方、大企業は60兆円の史上最高額の経常利益を上げてい

ます。企業は儲かっても、賃金は上がらなくなっています。今後も「アベノミクス第3の矢」の法人税減税（消費税は増税）、非正規雇用規制や労働時間規制などの緩和で企業が人を自由に働かせ、いつでも首を切れるようにしようとしています。アベノミクスで圧倒的多数の勤労国民は苦しめられています。賃金を上げ、労働者を守る雇用規制を強化し、暮らしの安定をつくる必要があります。

2015年は戦後70年目です。子どもたちへどういう日本社会を残すのか、決断がせまられていると思います。戦争のない社会、安心して働き、暮らせる社会を築いていきたいものです。



2014年12月衆院選の応援（社民党比例区）

# 葛飾区議会第4回定例会

## 補正予算について

補正予算が全会一致で可決しました。主な内容としては、保育従事職員等処遇改善事業費1727万1千円の東京都の補助金で認証保育所運営費助成として1296万9千円、家庭的保育事業所運営費助成として43万2千円、家庭福祉員（保育ママ）運営委託経費として387万円で、処遇改善の為の補正が組まれています。

また、前回の定例会で小菅、高砂保健センターの廃止が決定しました。センターか

ら必要物品を運び出す等移転の為の経費252万三千元、新たに設ける健康総合相談窓口の人員確保等の為の開設準備経費229万4千円の歳出があります。その他には、障害児通所の給付経費として、4360万5千円の一般財源からの歳出、上野の森美術館で開かれた「キャプテン翼展」の展示物購入に100万円などがあります。補正予算の内容に、特別に反対するものがないと考え賛成しました。

## 工事請負契約金額の変更4議案

- ・葛飾区立中青戸小学校校舎等建築工事請負契約の変更について（20億8690万→21億1809万）
- ・葛飾区水元体育館建築工事請負契約の変更について（32億6319万→34億5620万）
- ・都市計画道路補助第264号線（細田東）整備（その2）工事請負契約の変更について（2億2904万→2億3176万）
- ・葛飾区双葉保育園建築工事請負契約の変更について（3億615万→3億1719万）

区の工事請負の契約金額の変更についての議案が4件可決しました。労務単価、資材価格が大幅に上昇した為、契約金額の変更がありました。原材料価格の変動や、東日本大震災後の、復興需要による人手不足や資材の不足傾向等の要因があるようです。

## 請願

紹介議員となった「若者の自立支援政策を目的とした区内の空き家の実態調査の実施とそれに基づく施策策定を求める請願」は、正規雇用で働きたいのに不安定な非正規雇用で働く人が増加している中、若者が低家賃で家を借りられるようにすることで、自立支援をしようという趣旨で区内の空き家調査を求めるものです。反対多数の為、不採択になりました。

（みずま・共産→採択主張）

## 賛否の分かれた議案

（－：表決に加わらず）

件名	自 民	公 明	共 産	政 葛	民 主	う め だ	小 林	み ず ま	村 松
シルバーピア住宅落選決定に対する異議申立てについて （棄却されるべきものと答申）	○	○	×	○	○	○	○	○	○
若者の自立支援政策を目的とした区内の空き家の実態調査の実施とそれ に基づく施策策定を求める請願	×	×	○	×	×	×	×	○	×
「女性が輝く社会」の実現に関する意見書	○	○	－	○	○	○	○	○	○

# 職員給与、議員報酬等の引き上げが決まる

件名	自 民	公 明	共 産	政 葛	民 主	う め だ	小 林	み ず ま	村 松
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	×	○	○	○
幼稚園教員職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	×	○	○	○
葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	×	○	○	×	×	×	○
葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	×	○	○	×	×	×	○
葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	×	○	○	×	×	×	○
葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	×	○	○	×	×	×	○

(※6 議案 賛成多数で可決)

特別区人事委員会の勧告に伴い、公民格差（809円、0.2%）を解消する為、2014年4月1日に遡及し、職員の給料表の引き上げ改定を行うという議案です。職員給与引き上げ改定に連動し、葛飾区議会議員の報酬、区長・副区長・教育長・常勤の監査委員の給与も引き上げるという議案も一緒に出されました。

区長が議員報酬や区長等の給与についての条例を、区議会に提出しようとするときは、区長の付属機関として設けている、区の区域内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する委員10人で組織される葛飾区特別職議員報酬等審議会の意見を聞かなくてはなりません。葛飾区特別職議員報酬等審議会では、他の自治体との均衡、職員給与との関連、社会経済情勢の動向、職責の重要性等について審議されたそうです。

その中で、社会情勢の動向として、「雇用・所得環境が改善している」「国の景気動向は緩やかに回復することが期待されている」「東京都の2014年7月の所定内給与は前年同月比0.3%増加」などの結論を出しています。また、一流企業である日本総研(三井住友ファイナンシャルグループ)やみずほ総研(みずほファイナンシャルグループ系列)のシンクタンクの、「名目賃金は前年比を上回り、企業収益改善、雇用者所得は、今後も伸びが続く」という提言を参考にしています。賃金上昇は一部の企業に留まり、ほとんどの人は、賃金は上がっておらず、消費税8%増税で生活は苦しくなっています。審査会の社会情勢の認識は、大多数の区民の生活実態とは、ズレがあるように思います。

みずま雪絵は、引き下げられてきていた職員給与に対しては、区民サービスの現場担い手であり、労働者の所得環境は改善されるべきと考え、給与の引き上げをおこなうことに賛成しました。

しかし、非常勤職員など非正規雇用の人達の給与は今回の引き上げ改定に連動されていません。「公民格差是正」、「所得環境の改善」には非正規雇用労働者の存在は、切り捨てられています。区民サービスの担い手として、一緒に所得環境を改善されるべきです。一方、議員報酬（月61万7千円）、区長（月111万9千円）教育長（月77万8千円）です。特別職議員においては、上げるのではなく区民の平均的な所得に近づけることで、区民の生活に寄り添った区政運営をしていくことが必要と考え、反対しました。



# 介護保険法改正に向けた区の動き

3年ごとに見直しが行われている葛飾区保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期2015年度～2017年度）の素案が報告されました。団塊世代が後期高齢者になる2025年の高齢社会を見据え、地域包括ケアシステムの推進や認知症対策の強化を加えたとしています。介護保険事業計画の中で、その3カ年の介護保険事業運営に必要な介護保険費用や保険給付費、第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料等を定めます。2014年6月成立された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する為の関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保促進法）」により2015年度に改正される介護保険法を踏まえて事業推進を行うこととしたと報告がありました。

要支援者の訪問介護及び通所介護について、予防給付から外れ、区市町村が主体となる地域支援事業へ移行し、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」となる改正をうけ、区では、2015年度は事業の移行に向け、サービスの基準、単価、事業者指定などについて検討を進め、2016年度に移行をすると報告しています。また、小規模の通所介護事業所の見直し（小規模な通所介護事業所を地域密着型サービスへの移行や、大規模・通常規模の通所介護などのサテライト事業所に移行をしていく）、特別養護老人ホームの入所対象者の見直し（新規入所者を、原則、要介護3以上の高齢者へ限定していく）、費用負担の見直し（特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件を現在よりも厳しくする）を、地域包括ケアシステムの推進と共に行い、法改正への対応をしていきます。

第6期介護保険料の試算（案）では基準保険料月額5,950円（第5期5,180円）となり、770円増となっています。所得段階も13段階から15段階にしています。現在、第6段階・月額6,475円（区民税非課税で合計所得金額125万円以上200万円未満）の人は、第7段階となり、月額7,437円（↑962円）となっています。第7段階・月額7,770円の人→第8段階・月額8,925円（↑1,155円）。第8段階・月額8,288円の人→第9段階・月額9,520円（↑1,232円）と続いています。低所得者の国費による保険料負担軽減もあるか不透明なので、ある場合と無い場合の2案を報告されています。

来年度の法改正では、サービス抑制・保険料増・自己負担増の内容が並び、介護報酬も下げられます。法改正の度、自己責任・自己負担の制度になってきています。サービス事業者も経営が厳しくなり、自助努力が求められます。国が手を引き、自治体、事業者、個人へ、負担と責任を押し付ける、そのしわ寄せは、生活を苦しくさせ、介護現場を苦しくさせます。区は、区民の生活、介護現場を守る為に、自治体への押し付けにNOを言うことも、時には必要ではないでしょうか。



次回 定例会の予定

会期 2月17日(火) ～ 3月27日(金)

内容量の関係上、いつものレポートに比べ、文字が小さくなってしまいました。ご了承ください。